

広島県告示第四百九十二号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年九月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
森整形外科	広島市東区光町一丁目三番一六号	平成三二年九月一三日	更新
佐藤脳神経外科	福山市松永町五丁目二三番二三号	平成三二年九月一三日	更新
医療法人社団樹章会 本永病院	東広島市西条岡町八番一三三号	平成三二年九月一三日	更新